結核発生届 記入例及び注意事項

- ○<u>結核発生届は診断後直ち(診断当日)</u>に行ってください。なお、<u>LTBIと診断</u> して治療をする場合は、潜在性結核感染症として結核発生届が必要です。
- ○感染症法第37条の2の公費負担の有効期間の開始日は、**結核医療費公費負担申** 請書を保健所が受理した日からとなります。**診断日から抗結核薬を内服開始する** 場合は、結核発生届と併せて、結核医療費公費負担申請書の提出をお願いします。

